

令和3年10月29日開催

令和3年度
燕市農業委員会第8回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月29日(金曜日)
午後1時30分～午後2時12分

2. 開催場所 燕市役所 4階 委員会室

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第18号 農地転用事実確認願について

報告第19号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

- 議案第 39 号 農地法第 4 条の規定による許可処分取消し申請について
- 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 43 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 44 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

7 番 笠原久幸 8 番 藤田浩介

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、ありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第8回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号7 笠原久幸 委員及び</p> <p>議席番号8 藤田浩介 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第17号から第19号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第17号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号50番 杉木字枯木の田、2筆、面積184.12㎡、中間管理事業移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号51番 又新字箴割の田、1筆、面積363㎡、売買（農用地）に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号52番 米納津の田、1筆、面積3,880㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号53番 高木の田、1筆、面積7,624㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号54番 東太田字割の田、1筆、面積978㎡、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号55番 東太田字割の田、2筆、面積1,999㎡、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号56番 東太田字西通端の田、4筆、面積4,084㎡、耕作者</p>

	<p>変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 57 番 秋葉町四丁目の田、2 筆、面積 1,923 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 58 番 新生町二丁目の田、2 筆、面積 644 m²、宅地に隣接して耕作がしにくいため、利用権を解約するものであります。</p> <p>受付番号 59 番 又新字関上の田、1 筆、面積 727 m²、売買（農用地）に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 60 番 粟生津字山王の田、11 筆、面積 12,169 m²、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 61 番 佐善村新田字切替沖の田、2 筆、面積 5,430 m²、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 62 番 灰方字上ノ境の田、2 筆、面積 1,982 m²、隣接する畑の薬剤が飛散するため、耕作不適地として利用権を解約するものであります。</p> <p>受付番号 63 番 米納津字江添の田、1 筆、面積 476 m²、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 64 番 熊森字八幡田の田、3 筆、面積 1,639 m²、5 条転用に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 18 号、「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 5 番 国上字居下の田、1 筆、面積 31 m²、転用目的は材木堆積場、現況地目は雑種地、証明番号年月日は証第 5 号、令和 3 年 10 月 1 日であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 19 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 4 番 殿島二丁目の畑、1 筆、面積 66 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、無し、用途区域であります。</p> <p>受付番号 5 番 東太田字杉名田の田、1 筆、面積 32 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、無し、用途区域であります。</p> <p>受付番号 6 番 東太田字杉名田の田、1 筆、面積 26 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、無し、用途区域であります。</p>

	説明は以上です。
議 長	事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。 (質問なし)
議 長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。
議 長	次に、議案第39号「農地法第4条の規定による許可処分取消し申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第39号「農地法第4条の規定による許可処分取消し申請について」であります。 受付番号4番 分水東学校町三丁目の田、1筆、面積522㎡、取消の理由は、「現在の経営規模では、新たに農作業場等を新設する必要がなく、既存の施設で十分対応できるため」、許可日番号は、昭和51年4月30日、新潟県指令巻農地第7064号。 位置図は、議案資料1頁をご覧ください。 この取下げのあと、11月には5条転用申請が提出される計画であります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る10月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	10月21日、午後1時30分より、市役所301会議室で、第3事前審査委員会、委員12名全員で審査の結果、農地法第4条の許可処分取消し申請1件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可処分の取消し」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局	<p>議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 20 番 又新字^{おさわり}箴割の田、1 筆、面積 363 m²、契約内容は売買、10 畝あたり〇円、位置図は、議案資料 2 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 21 番 吉田鴻巢字大坪の畑、1 筆、面積 137 m²、契約内容は売買、10 畝あたり〇円、位置図は、同じく議案資料 2 頁をご覧ください。申請地は譲受人の地先になります。</p> <p>受付番号 22 番 小関字野中の田、4 筆、面積 3,932 m²、契約内容は贈与。同一世帯の贈与で経営主の変更がないため、位置図はありません。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農地法第 3 条許可申請 3 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 41 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 41 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 6 番 高木字高木の田、1 筆、面積 525 m²、転用目的は、資材置場及び駐車場 (3 台)、令和 4 年 3 月 31 日、完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。</p>

	<p>既存の資材置場及び駐車場が手狭なため、経営する会社の脇の農地を転用し、会社に貸し出すものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、宅地に囲まれた農地であることから、周辺農地への影響もないと思われ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農地法第4条許可申請1件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号45番 佐渡山字浦谷地の畑、1筆、面積227㎡、転用目的は宅地の拡張、契約内容は売買、令和3年12月19日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料6～7頁をご覧ください。</p> <p>昨年住宅を新築した敷地が161.7㎡と狭いため、隣接農地を取得し、敷地の拡張をするものであります。また敷地の合計面積は388.7㎡となる見込みです。</p> <p>申請地は、宅地に隣接する農振白地の農地で、周囲の営農に影響も無いと判断されることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号46番 吉田西太田字札木の畑、1筆、面積156㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年3月31日完工予定。</p>

<p>事務局</p>	<p>位置図、土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。 賃貸住宅が手狭になったため、住宅を建築する ものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 47 番 佐渡字寄合割の田、3 筆、面積 1,816 m²、転用目的は自動車展示場敷地、契約内容は売買、令和 4 年 3 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>既存の会社は、三条・燕インターチェンジ脇にあります。会社敷地が狭く、利便性を図るため新たに自動車展示場と打合せスペースを作るものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 48 番 熊森字八幡田の田、4 筆、面積 2,065 m²、転用目的は倉庫・資材置場及び駐車場（6 台）、契約内容は売買、令和 4 年 6 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>既存の工場敷地が手狭になったため、隣接する農地に倉庫・資材置場・駐車場を造成するものであります。</p> <p>申請地は、国道 116 号に面した工業団地内の第 1 種農地に連たんする農地であります。「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」の規定により定められた区域内であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、許可はやむを得ないと判断されるところであります。</p> <p>受付番号 49 番 井土巻五丁目の田、1 筆、面積 197 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 4 年 5 月 1 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 14～15 頁をご覧ください。住宅を建築するため、農地を取得するものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところで</p>
------------	---

事務局	<p>あります。</p> <p>受付番号 50 番 吉田東町の田、3 筆、面積 630.26 m²、転用目的は宅地分譲（3 区画）、約内容は売買、令和 4 年 5 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 16～17 頁をご覧ください。市街地の中心で需用が見込めることから、宅地分譲をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 51 番 二階堂字中地面の田畑、10 筆、面積 467.26 m²、転用目的は格納庫・堆肥舎、契約内容は賃貸借、令和 4 年 3 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 18～19 頁をご覧ください。新たに設立された農業法人が、機械の格納庫、及びたい肥舎をつくるものであります。</p> <p>申請地は、農業用施設であることから許可できるものとなっています。また第 1 種農地の要件にも該当しますが、集積等に影響のない農振白地の集落内に点在する農地でもあることから、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 52 番 吉田鴻巣字大坪の畑、1 筆、面積 72 m²、転用目的は宅地の一部（通路敷）、契約内容は売買、令和 4 年 2 月 25 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 20～21 頁をご覧ください。住宅の新築に併せて、通路敷を造成するものであります。</p> <p>建築を行う既存の宅地は 1,000 m²ありますが、既存の給水管取り出し位置が申請地にあるため、農地を取得して給水管の確保をするものです。併せて、通路敷として利用するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、宅地に点在する農地であることから、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

小川委員長	<p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請8件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第43号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第43号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p>
事務局	<p>始めに、所有権の移転であります。</p>
事務局	<p>受付番号4番 柚木字頭無の田、1筆、1,021㎡、移転時期は令和3年11月24日、対価は〇円、引渡し時期は令和3年11月30日。位置図は議案資料3頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号5番 横田字諏訪田の田、2筆、6,000㎡、移転時期は令和3年11月24日、対価は〇円、引渡し時期は同じく11月30日。位置図は同じく3頁になります。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。</p>
事務局	<p>受付番号8番 八王寺字曲戸の田、2筆、2,042㎡、1年の新規設定になります。対価は現物であります。</p>
事務局	<p>受付番号9番 佐渡山字川下の田、2筆、3,994㎡、10年の再設定であります。対価は記載のとおり、以下、お読み取り下さい。</p>
事務局	<p>受付番号10番 佐善字切替の田、1筆、1,346㎡、10年の再設定であります。</p>
事務局	<p>受付番号11番 牧ヶ花字居浦の田、他12筆、21,404㎡、10年の再設定であります。</p>
事務局	<p>受付番号12番 中島字上表の田、1筆、600㎡、10年の再設定であります。</p>
事務局	<p>なお、受付番号10番が江口委員の関係案件となります。</p>
事務局	<p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である番号10番を除いて、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転2件、利用権の新規設定1軒、受付番号10番を除いた再設定3件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号13番 江口保委員は退席願います。 (関係委員 退室 午後1時58分)
議 長	それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画(案)、受付番号10番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、受付番号10番について、「意見がなかった」事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
議 長	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後2時00分)
議 長	退席された江口委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
関係委員	ありがとうございました。
議 長	次に議案第44号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)

事務局	<p>の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> <p>議案第 44 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の 17 頁をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>それでは、10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号 108 番 柚木字中道下の田他、計 3 筆、面積 517.12 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、配分計画であります。議案の 23 頁をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 61 番 柚木字中道下の田、計 4 筆、面積 1,376 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、議案の 23 頁、受付番号 61 番に明田委員、議案の 24 頁、受付番号 64 番の長谷川委員が関係委員となります。</p>
事務局	<p>次に、配分計画の移転であります。議案の 29 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 4 番 高木の田他、2 筆、面積 14,801 m²、配分の移転を受ける者の設定期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 9 年であります。</p>
事務局	<p>また、今回の申請で新たな農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 30 頁の議案第 43・44 号関係資料をご覧ください。</p>
事務局	<p>新年度ごとに、最初の申請があった農地所有適格法人について、説明をさせていただいております。</p> <p>今回の利用権の申請がありました、「新潟ひかりっこ株式会社」以下、5 法人は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、10 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画</p>

	<p>の番号 61 番、64 番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画 23 件、番号 61 番と番号 64 番を除いた配分計画 14 件、配分計画の移転 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、番号 61 番、番号 64 番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 10 番 長谷川治仁委員、19 番 明田栄以知委員は退席願います。</p>
	<p>(関係委員 退室 午後 2 時 08 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画 (案)、受付番号 61 番、及び番号 64 番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、受付番号 61 番、及び 64 番について、「意見がなかった」事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p>
	<p>(関係委員 入室・着席 午後 2 時 10 分)</p>
議 長	<p>退席された長谷川委員、明田委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>

議 長	なお、議案第 43 号、議案第 44 号の案件につきましては、11 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午後 2 時 12 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月29日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 笠原久幸

議事録署名委員 藤田浩介
